業部の介入することを極力避け、會社の方針に從つて善處したいと飽くまで強硬な態度を持したので、同倶樂部はこれが要求貫徹の手段として、十一月十六日前述の嘆願書の寫を作製して府廳等に陳情したが何分賃金の値上問題は會社側の一方的行爲によつて解決されるものでなく、賃金臨時措置令の關係から官廳側の取扱如何に重大なる關が殘されてゐるので、早急に解決を求むることは困難であつた。とは云へ紛議がいたずらに遷延することは社會的に大きな影響を與へ、就後の社會不安を醸成するに至るところから十一月二十九日に至り府廳側において、特高課長並びに工場課長が會社側、從業員側及び產報倶樂部側を府廳に招致し、同紛議の處理に關して府廳側に一任せらるゝよう慫慂するところがあり、その結果、會社側、從業員側及び產報倶樂部もこれを諒として、こゝに同紛議の解決は府廳側が當ることになつたのである。

その後府廳側は會社の勞働事情につき詳細調査し、賃金臨時措置令との關係を考慮しつゝ會社の提出する賃金値上率に準じて特に賃金の